

利用のご案内 石垣市子育て世帯訪問支援事業

目的

家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員がその家庭を訪問し、養育環境を整えるための事業です。

対象

石垣市に住民登録があり、下記のいずれかに該当し、特に支援が必要と思われる家庭で、調査と審査で決定された家庭が対象となります。（希望世帯すべてが利用できるものではありません）

- ・若年の妊婦や妊娠期からの継続的な支援が必要な家庭
- ・子育てに対して強い不安や孤独感を抱える家庭
- ・生活環境等で不適切な養育環境にある家庭
- ・児童養護施設や里親等から児童が復帰した後の家庭
- ・家庭児童相談員や保健師等の相談で、養育支援が必要と思われる家庭
- ・ひとり親家庭等で、児童の養育で困難をきたしている家庭
- ・公的な支援につなげていない児童のいる支援を必要とする家庭
- ・支援が必要なヤングケアラー等



支援期間および時間帯

- ・おおむね一年以内。
- ・育児及び家事支援については支援計画に基づき週1～2回を基本とし、状況に応じて支援回数及び、時間を決める。
- ・1回の派遣につき2時間以内
- ・月～土 午前8時～午後6時（日、祝日、年末年始、慰霊の日を除く）
- ・天災その他やむを得ない場合は、一時的・臨時的に休日及び利用時間の変更有り

支援内容

《育児支援》

- ・授乳、食事の世話
- ・おむつ、衣類交換の介助
- ・入浴、（沐浴）の介助
- ・乳児の兄姉の世話 等

《家事支援》

- ・食事の準備や片づけ
- ・衣類の洗濯、取り込み
- ・簡単な部屋の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買い物 等





支援が必要になったら

①相談・申請

・下記の相談先に相談し、申請を行います。

②自宅訪問

・相談員がご自宅で訪問をし、家庭の状況を確認します。

③審査

・審査の結果、必要とみなされない場合は利用できません。

④利用可否の決定通知

・③で行った審査結果をこども家庭課から通知します。

⑤支援開始

・支援計画に基づき、家庭訪問により支援を行います。

利用料金

利用世帯の区分

生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯
住民税所得割課税額77,101円未満世帯
上記以外の世帯

利用者負担額 (1時間当たり)

..... 0円
..... 300円
..... 600円

【子育てに関する相談先】

♪こども家庭センター（こども家庭課） TEL 0980-87-9009
妊産婦や子育て世帯、こどものための相談に対応します。

♪健康福祉センター TEL 0980-88-0088
妊娠や出産、乳幼児の発育・発達、栄養、予防接種に関することについて相談できます。
新生児訪問や乳幼児健診も行っています。

♪ファミリーサポートセンター TEL 0980-87-0655
子育ての援助をしてほしい「お願い会員」と援助をしたい「お助け会員」が助け合いながら
地域の中で子育てをする有償ボランティアです。

【事業に関するお問い合わせ】

石垣市福祉部こども未来局こども家庭課
こども家庭センター TEL 0980-87-9009